

日本下水道事業団法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による貸付金の償還期間等を定める政令案参照条文

日本下水道事業団法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十六号）（抄）

附則

（事業団に対する政府の出資の取扱い）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにおける政府及び地方公共団体からの出資金により取得された資産に係る除却、取壊し、滅失その他の事由により生じた損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）及び減価償却の額の累計額の合計額に二分の一を乗じて得た額については、施行日において、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）に対する政府の出資はなかつたものとする。

2 政府の出資金（前項の規定により出資がなかつたものとされた額を除く。）は、施行日において、払い戻されたものとし、その払い戻されたものとされた金額に相当する金額が、施行日において、政府の一般会計から事業団に対し無利子で貸し付けられたものとする。

3 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法その他償還に関し必要な事項は、政令で定める。